右の者に対する暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件(当裁判所昭和五〇年(あ)第二一九二号)について、昭和五一年一月二十七日当裁判所がした上告棄却の決定に対し、弁護人山崎幸夫から異議の申立があつたが、右申立には何ら具体的な理由が付されておらず、異議申立期間内に理由書の提出もないので、刑訴法四一四条、三八六条二項、三八五条二項、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主文

本件申立を棄却する。

昭和五一年二月二〇日

最高裁判所第一小法廷

Ξ	益	林	藤	裁判長裁判官
Ξ	武	田	下	裁判官
_	盛		岸	裁判官
夫	康	上	岸	裁判官
光	重	藤	寸	裁判官